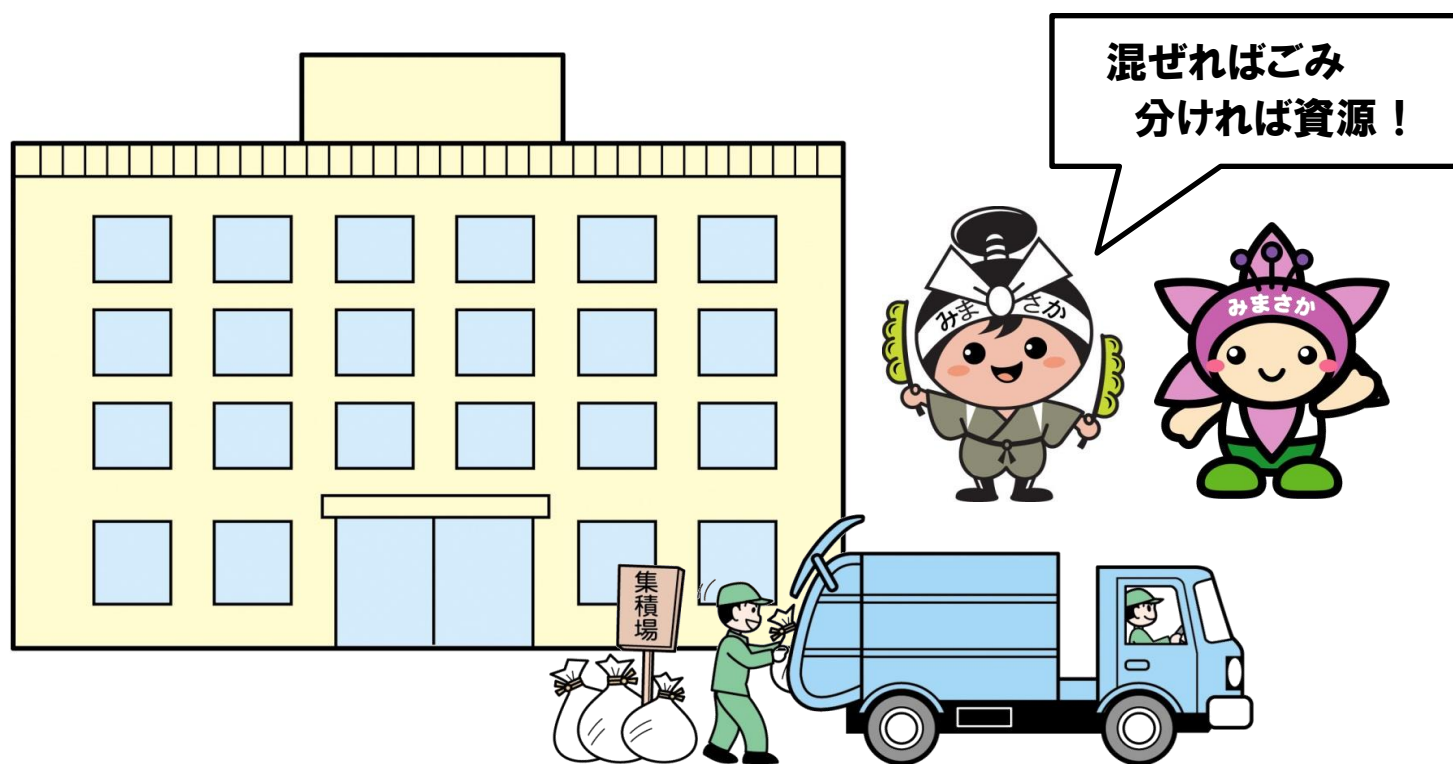


事業所の ごみと資源物の 分け方・出し方



美作市

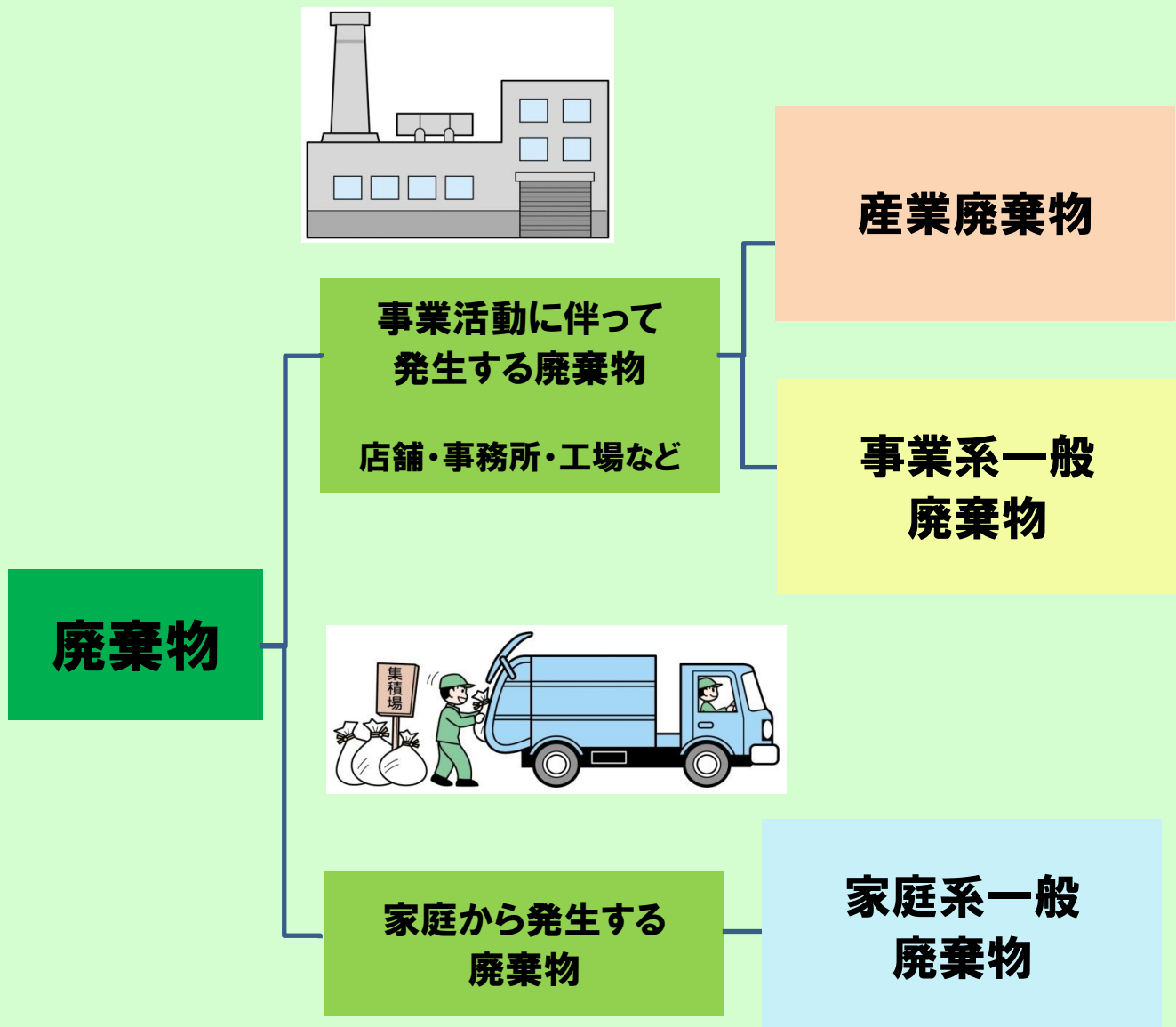
○目次

事業系ごみとは.....	2
事業者の責務・ごみの減量化とリサイクル.....	3
事業所から出るごみの処理方法.....	4
事業所から出るごみの分別方法.....	5~11
美作クリーンセンターのご案内.....	12

○事業系ごみとは

事業系ごみは、家庭から発生する廃棄物と区別して、事業活動に伴って発生する廃棄物のことです。

事業所から排出されるごみは事業系ごみに分類され、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の2種類に分かれます。



○事業者の責務

事業系のごみの処理については、廃棄物処理法において、次の3点が定められています。

- ①事業活動に伴って生ずる廃棄物を自らの責任において適正に処理すること。
- ②事業活動に伴って生ずる廃棄物の再生利用等を積極的に行うことにより減量化に努めること。
- ③廃棄物の減量、適正処理等について、国や市の施策に協力すること。

※「事業者」とは、必ずしも営利を目的として事業を営む者のみとは限りません。公共公益事業等を営む者も含まれ、地方公共団体であっても事業者とされます。

○ごみの減量とリサイクルを進めよう

事業系ごみには、古紙など貴重な資源になるものが多く含まれています。限りある資源を大切に使い、環境を守るために、事業系ごみの減量とリサイクルの推進にご協力ください。ごみの減量化を行うことによるごみ処理費用の削減、リサイクルの推進を実施することによる事業所のイメージアップなど、様々なメリットがあります。

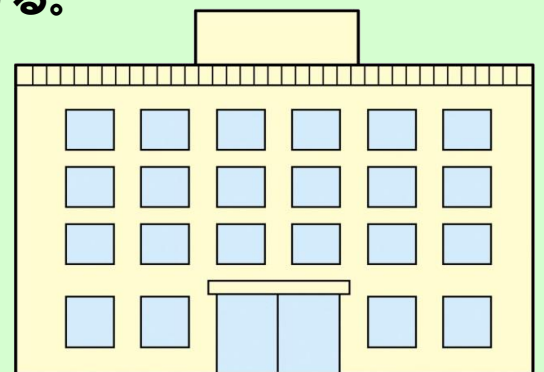
1 ごみを発生させない努力をする

(1)ひとりでもできることから始めよう

- ・コピー用紙は両面使う。
- ・封筒は何度も使用する。
- ・生ごみは水切りを行う。
- ・詰め替え製品を使用する。
- ・メモ用紙は使用済み用紙の裏面などを使う。

(2)さらに大きな効果を上げる為には、事業所全体で取り組もう

- ・社内のごみの実情を調査する。
- ・ごみの管理責任者を決め、廃棄物を適正に管理する。
- ・ごみの分別回収システムを確立する。
- ・社内で不用品の販売や交換などを行う。
- ・生ごみ処理機を活用する。



○事業所から出るごみの処理方法

(1)処理責任に基づいて事業者自らが適正に自己処理する。

- ・生ごみ処理機による自己処理
- ・廃棄物処理法その他関係法令に基づいた再生利用又は処分
- ・資源物(カン、ビン、古紙、古布等)について、再生事業者処理を依頼する。
- ・納入業者に引き取りを依頼する。

(2)市町村に処理を依頼する。

美作市の分別方法に従い、分別し事業者自らが市の指定する処理施設に搬入するか、美作市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に運搬を依頼する方法があります。いずれの場合も有料での処理となります。

注 意 事 項

1. 産業廃棄物は、市で処理できません。

汚泥や廃油、廃プラスチック類といった産業廃棄物は市の施設では処理できません。産業廃棄物収集運搬許可業者等へ処理を委託してください。

2. 美作市・西粟倉村内のごみしか処理できません。

市内又は西粟倉村で発生したごみ以外は、原則処理することができません。

3. 市では廃棄物の展開検査を行い、違法状態の解消に取り組んでいます。

美作クリーンセンターでは、不適正なごみを搬入させない為に、廃棄物の検査を行っています。不適切な状態が発覚した場合、行政指導の対象となり、悪質な違法行為については、処罰の対象となることもあります。事業所の廃棄物は、担当部署や管理者が、適切な分別を行うよう社内に周知を行い、産業廃棄物と一般廃棄物の違いを適切に認識しておく必要があります。

4. 収集運搬許可業者に委託しても、排出者は自分たちの事業所です。

たとえ民間の収集運搬業者に委託したとしても、搬入物等に違法性が生じた場合は、その排出者にも責任があります。委託するからといって、分別や廃棄物の種別の認識を誤らないようにしましょう。

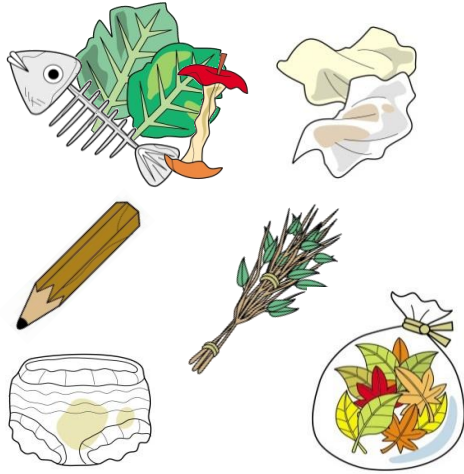
※美作クリーンセンターに直接搬入を行うか、市内の一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼してください。

事業系のごみと資源物の分け方

排出段階で分別し、リサイクルしましょう！

1. 可燃ごみ

事業系一般廃棄物



◆代表的なもの

・生ごみ ・リサイクルできない紙 ・紙おむつ ・剪定枝 ・落ち葉 など

◆生ごみでも、食品製造業などに使用した残渣は産業廃棄物となります。

◆書類など冊子状の物は、一枚一枚はバラバラにして持ち込んでください。

◆剪定枝などは40cm以下にして搬入してください。造園業や清掃などで大量に発生した場合は、搬入回数を制限させていただく場合がありますので、事前にクリーンセンターにご相談ください。

2. 3色ビン・生きビン

事業系一般廃棄物



◆代表的なもの

・ジュース ・醤油 ・酒 飲食物の入っていたビン など

◆ばらばらにならないように色ごとに分別して持ち込んでください。

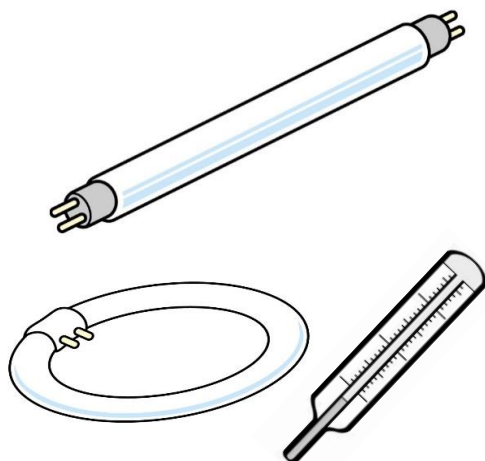
◆混載で持ち込まないでください。

◆びんの中は水でよく洗いキャップ・プララベルを取り除いて下さい。

◆一升瓶・ビール瓶のラベルはそのままで出してください。

3. 蛍光灯

産業廃棄物



美作クリーンセンターへの持ち込みはできません。

◆代表的なもの

・蛍光灯(品番が「F」「EF」で始まるものすべて) ・水銀灯 ・体温計 ・水銀式血圧計 ・水銀 ネオン管 など

◆販売店・産業廃棄物処理業者へお問い合わせください

◆水銀仕様製品の確認方法

①製品本体に水銀仕様の有無

②製品製造業者のウェブページ

③製品本体に表示されているJ-Moss「Hg」

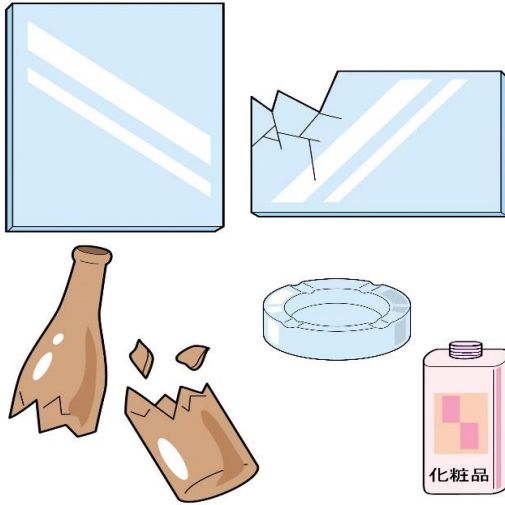
「廃棄物」の判断は難しい！ 迷いがあれば、行政機関に相談すること。

事業系のごみと資源物の分け方

排出段階で分別し、リサイクルしましょう！

4. ガラス類

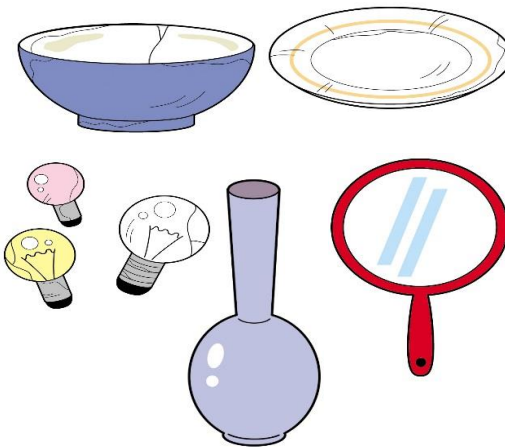
事業系一般廃棄物



- ◆代表的なもの
・板ガラス 割れた板ガラス ・割れたビン ・化粧ビン ・ガラス製灰皿 など
- ◆袋や紙などで梱包しないでください。
- ◆窓ガラスなど45cm×45cm以下のもの
- ◆陶器 ・砂 ・石 ・汚泥 などと混載しないでください。
- ◆対象外
・大型なもの ・新築 改築又は除去に伴って生じたもの ・窯業製品

5. 陶器類

事業系一般廃棄物



- ◆代表的なもの
・鏡 ・花びん ・茶碗 ・皿 ・白熱電球 など
- ◆袋や紙などで梱包しないでください。
- ◆壺など大型のものは不可 45cm×45cm以下のもの
- ◆砂 ・石 ・汚泥 などと混載しないでください。
- ◆対象外
・コンクリート ・セメント ・モルタル ・石 ・スレート ・レンガ
・ロックウール 窯業製品 燃えがら など

6. 廃天ぷら油

事業系一般廃棄物



- ◆代表的なもの
・サラダ油 ・菜種油 植物性油 など
- ◆ペットボトルなどの密封容器に8分目程度に入れて持ち込んでください。
- ◆飛散しないよう、キャップをしっかりとめてください。
- ◆植物性油と動物性油・機械油を混ぜないでください。
- ◆対象外
・ラード ・パーム油 ・動物性油 ・エンジンオイル ・作動油
・機械油 など

「廃棄物」の判断は難しい！ 迷いがあれば、行政機関に相談すること。

事業系のごみと資源物の分け方

排出段階で分別し、リサイクルしましょう！

7. 缶類

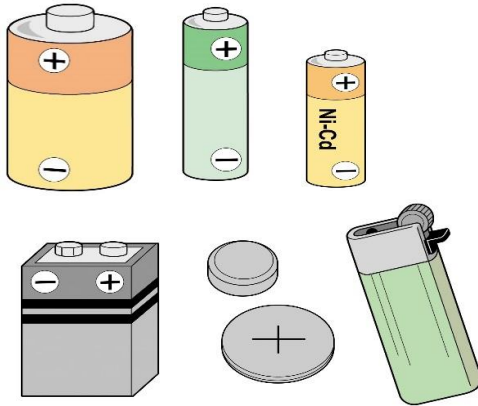
事業系一般廃棄物



- ◆代表的なもの
- ・ジュース ・ビール ・ビスケット など飲食物の入っていた缶
- ◆缶の中は水でよく洗いキャップ・プララベルを取り除いて下さい。
- ◆アルミ缶とスチール缶は混載しても大丈夫です。
- ◆内容物はすべて取り除いて下さい。
- ◆対象外
- ・内容物が残っているもの(食品 塗料 など)

8. 乾電池・ライター

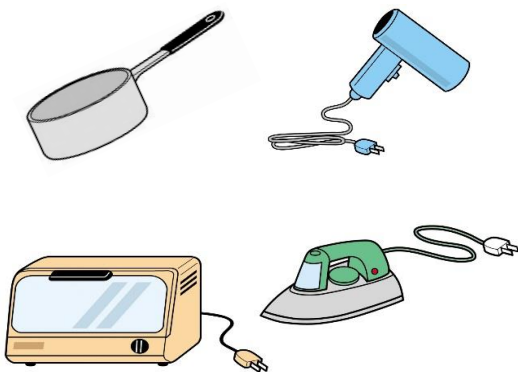
事業系一般廃棄物



- ◆代表的なもの
- ・アルカリ電池 ・ニッカド電池 マンガン電池 ・ボタン電池 など
- ◆ばらばらにならないように袋や箱に入れて搬入してください。
- ◆電池とライターは混載しないでください。
- ◆ライターは風通しの良い日陰でガスを抜いて下さい。
- ◆対象外
- ・カーバッテリー ・水銀を含む電池 ・トランス ・工業用電池

9. 小型金属類

事業系一般廃棄物



- ◆代表的なもの
- ・金属なべ ・金属製キャップ ・リモコン ・家電製品 など
- ◆刃物・突起物等(針金・カッターの刃)は混載しないでください。
- ◆大きさは一斗缶(約24cm×24cm×45cm)以下です。
- ◆必ず電池を取ってください。
- ◆対象外
- ・金属加工くず ・研磨くず ・切削くず ・トランス(PCB付着物)
- ・塗料など内容物が残っているもの

「廃棄物」の判断は難しい！ 迷いがあれば、行政機関に相談すること。

事業系のごみと資源物の分け方

排出段階で分別し、リサイクルしましょう！

10. スプレー缶

事業系一般廃棄物



◆代表的なもの

・ヘアースプレー ・殺虫剤 ・虫よけスプレー 部屋の噴霧式防虫剤 カセットボンベ など

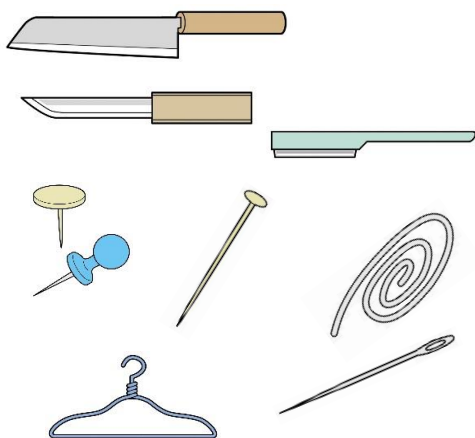
◆火災の原因になりますので、必ず穴をあけてください。

◆内容物が残っている場合は持ち帰りをお願いします。



11. 刃物・突起物等

事業系一般廃棄物



◆代表的なもの

・包丁 ・カミソリ ・カッターの刃 ・画びょう ・釘 ・針金 ・縫い針 ・金属製ハンガー ・安全ピン ・傘のホネ など

◆尖っているものが対象です。

◆傘はナイロン部分を取りホネのみにしてください。

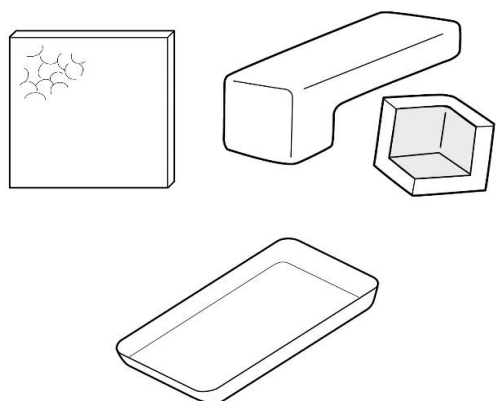
◆釘・画びょうなど小型のものは飲料缶などに入れ持ち込んでください。

◆対象外

・医療用針 感染性・廃棄物 ・長尺の物

12. 白色トレイ・発泡スチロール

事業系一般廃棄物



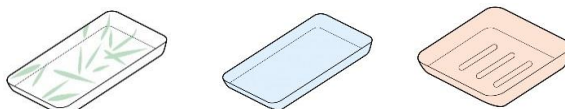
◆代表的なもの

・白色発泡トレイ ・発泡スチロール など

◆柄のあるものや色つきの場合はプラへ入れてください。

◆随時出される場合は、袋の貸し出しもしております。

◆対象外



・色つき ・柄つき ・フィルムコートつき ・給湯器等の保温用

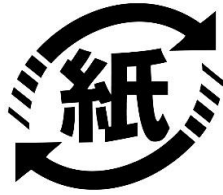
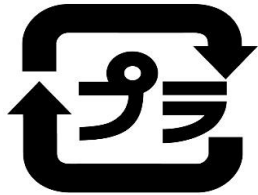
「廃棄物」の判断は難しい！ 迷いがあれば、行政機関に相談すること。

事業系のごみと資源物の分け方

排出段階で分別し、リサイクルしましょう！

13. 容器包装類

事業系一般廃棄物



このマークが目印です

◆代表的なもの

[プラ類]・卵パック・調味料チューブ・スナック菓子の袋
[紙類]・アイスの容器・ティッシュの箱・紙袋・たばこの箱
[PET]・ジュース・調味料のボトル

◆種類ごとに分別し食品が残っている場合は洗い流してください。

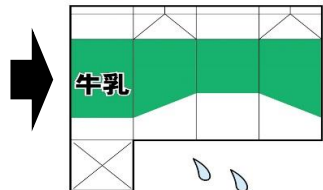
◆各製品によつて各部の材質が異なる場合がありますので、商品に記載されているマークに従って分別してください。

◆対象外

・医療廃棄物 ・加工品

14. 古紙類

事業系一般廃棄物



◆代表的なもの

・段ボール ・新聞 ・雑誌 ・牛乳パック など

◆ばらばらにならないように品目ごとにひもできちんと縛ってください。

◆袋に入れて持ち込まないでください。

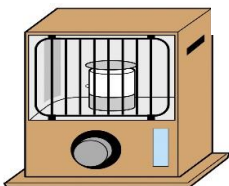
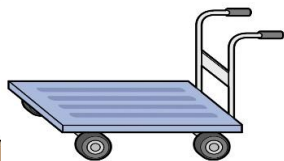
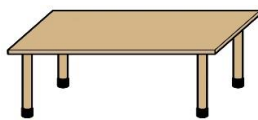
◆書類・伝票などの綴りひも・ホチキスは外して持ち込んでください。(可燃ごみで扱う場合も同じです)

◆対象外

・塗料など異物が付着しているもの・加工品

15. 粗大ごみ

事業系一般廃棄物



美作クリーンセンタへの持ち込みはできません。

◆代表的なもの

・机・椅子・畳・剪定くず など

◆ごみの大きさや材質、又は事前に解体を行った場合、普通の可燃・金属と同じ扱いになる場合は持ち込み可能です。(リサイクル家電の解体は行わないでください)

◆対象外

・一斗缶以下の大きさが目安です(45cm×45cm以下)

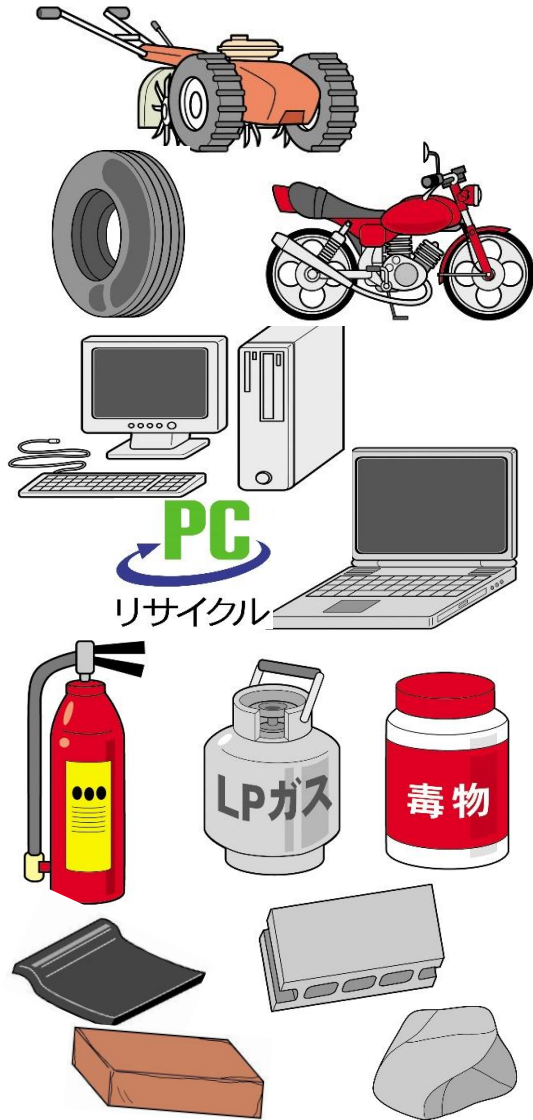
・市販のごみ袋(45L)に入るもの

「廃棄物」の判断は難しい！ 迷いがあれば、行政機関に相談すること。

事業系のごみと資源物の分け方 排出段階で分別し、リサイクルしましょう！

15. 市で処理できないゴミについて

事業系一般廃棄物



PC
リサイクル

美作クリーンセンタへの持ち込みはできません。

◆代表的なもの

・消火器・ガスボンベ・毒物・液体・タイヤ・バイク・農機具・瓦・レンガ・コンクリート・ブロック 衛生陶器 など

◆買い替え時に販売店に引き取ってもらうか、処理業者に相談してください。

◆ガスボンベなど発火性・引火性のある危険物や毒物・劇物などの危険物は処理できません。

◆建築廃棄物等の廃棄物は、事業自身の処理責任となっており、自ら処理できない場合は処理業者へ委託してください。



16. 廃プラ類

産業廃棄物



マルチなどの農業用廃プラ

美作クリーンセンタへの持ち込みはできません。

◆代表的なもの

・マルチ・畝シート・苗箱・肥料袋・ビニールハウス・プラスチック加工製品・PPバンド・梱包用材・緩衝材 塩ビ管 など

◆農業用廃プラはお近くのJA農協もしくは産業廃棄物処理業者へご相談ください。

◆可燃物と混載して持ち込まないでください。

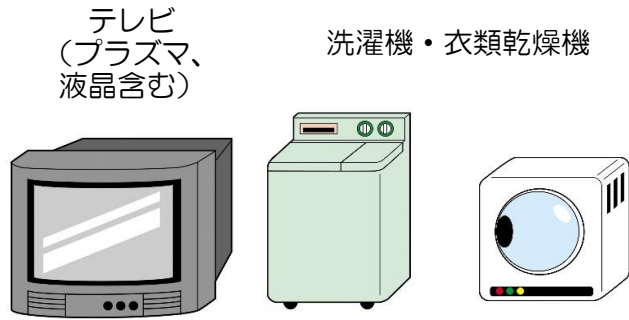
◆混入されている場合は持ち帰りをお願いします。

「廃棄物」の判断は難しい！迷いがあれば、行政機関に相談すること。

事業系のこみと資源物の分け方

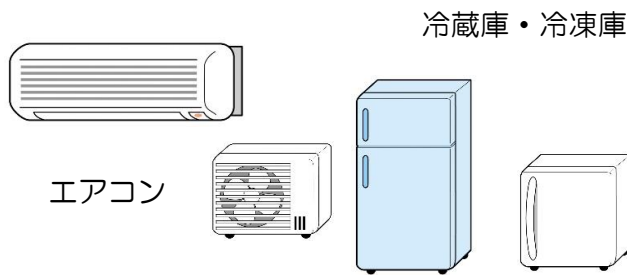
排出段階で分別し、リサイクルしましょう！

17・家電リサイクル法対象商品機器の処理について



- ★購入した販売店に引き取りを依頼する。
- ★買い替えしたときに小売業者に引き取りを依頼する。
- ★郵便局でリサイクル券を購入し指定された場所に運搬してください。

代表的なりサイクル料金

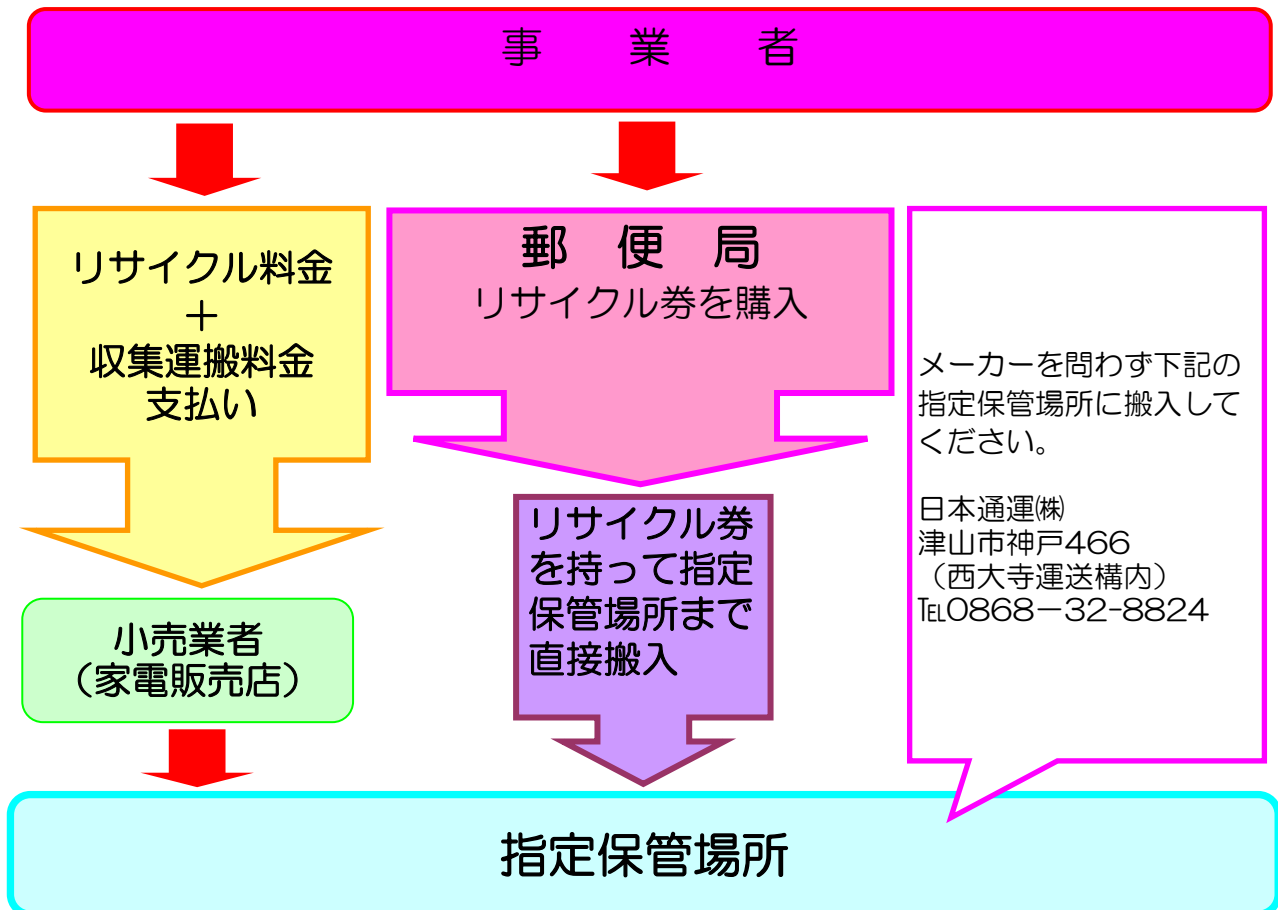


- エアコン…1,620円から9,720円
- テレビ…1,836円から3,688円
- 冷蔵庫・冷凍庫…3,888円から5,902円
- 洗濯機・衣類乾燥機…2,592円から3,418円

※メーカー、サイズにより金額が異なる場合があります。

事業系
一般廃棄物

家電リサイクルの流れ



「廃棄物」の判断は難しい！ 迷いがあれば、行政機関に相談すること。

事業系のごみと資源物の分け方 排出段階で分別し、リサイクルしましょう！

美作クリーンセンターへの持込ごみについて

事業系のごみはセンターへ直接持ち込んでください。(有料)

受付日時

月曜日～金曜日・第3日曜日・・・午前9時～午後4時30分
(土・日曜日及び年末年始は休みです。)

※年末年始の休日は年度によって変更する場合があります。

◎処理手数料・・・

可燃物・・・ 1kg～100kg 5円/Kg 101kg～500kg 10円/Kg 501kg～ 15円/Kg

不燃物・・・ 1kg～50kg 5円/Kg 51kg～100kg 10円/Kg 101kg～ 15円/Kg

資源物・・・ 1kg～ 5円/Kg

※この単価は事業ごみの金額です。また、重量により変動します。

◎施設に持込む場合は・・・

○市販のごみ袋(45L)に入らない大きさのものは、粗大ごみの扱いとなります。

○指定ごみ袋は家庭収集用です。直接搬入には使用しないでください。

○あらかじめ分別を行っていない持ち込みは混雑の原因になります。

○分別を行っていない場合は、受付をお断りすることがあります。

◎事業系一般廃棄物は・・・

○法律により事業主が適正に処理を行うこととなっております。

◎お問い合わせ先…美作クリーンセンター

TEL:0868-77-7030

FAX:0868-77-7050



「廃棄物」の判断は難しい！迷いがあれば、行政機関に相談すること。

事業系のごみと資源物の分け方

排出段階で分別し、リサイクルしましょう！

施設案内図



施設配置図



○場内は一方通行となっておりますので、赤い矢印に従い搬入を行ってください。

○場内は、作業員や収集車両等が行き来しています。より安全に搬入を行っていただくために徐行運転をお願いします。

○進入路や場内にごみが落ちていないことがあります。搬入の際には、廃棄物が飛散しないよう十分注意してください。

「廃棄物」の判断は難しい！ 迷いがあれば、行政機関に相談すること。